

＜英国、アイルランド、スウェーデンにおける犬等の輸入検疫制度改正の概要＞

1. EU（※1）及びEU以外のリスト国（※2）⇒英国等

	現行	2012年1月1日以降
マイクロチップ	要	要
狂犬病ワクチン接種	要	要(※3)
抗体検査（犬及び猫）	要	不要
書類（ペットパスポート又は第3国の証明）	要	要
待機期間	抗体検査の採材から6ヶ月間（スウェーデン：ワクチン接種の120日以降に抗体検査実施）	狂犬病ワクチン接種後21日間

2. 1以外の国⇒英国

	現行	2012年1月1日以降
マイクロチップ	リスト国以外の第3国から入国する全てのペットは、到着時の狂犬病ワクチン接種と6ヶ月間の検疫後に輸入が認められる。	要
狂犬病ワクチン接種		要
抗体検査		要（サンプルはワクチン接種後30日以降に採取する。）
書類（第3国の証明）		要
待機期間		抗体検査の採材から3ヶ月間

※1：

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク（グリーンランド、フェロー諸島含む）、エストニア、フィンランド、フランス（仏領ギアナ、グアドループ、マルティニク、レユニオン含む）、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル（アゾレス諸島、マデイラ含む）、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン（バレアレス諸島、カナリヤ諸島、セウタ、メリリヤ含む）、スウェーデン、英国、ジブラルタル

※2：

アンドラ、スイス、クロアチア、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、バチカン市国、アセンション、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、アルゼンチン、オーストラリア、アルーバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、バルバドス、バーレーン、バミューダ、ベラルーシ、カナダ、チリ、フィジー諸島、フォークランド諸島、香港、ジャマイカ、日本、セントキッツネヴィス、ケイマン諸島、セントルシア、モントセラト、モーリシャス、メキシコ、マレーシア、ニューカレドニア、ニュージーランド、仏領ポリネシア、サンピエール・エ・ミクロン、ロシア連邦、シンガポール、セントヘレナ、トリニダード・トバコ、台湾、米国（グアム含む）、セントヴィンセント・グレナディン、英領ヴァージン諸島、ヴァヌアツ、ワリー・エ・フトゥーナ諸島、マヨット

※3 :

狂犬病ワクチンの技術的要件（第5条の1(b)(i)関連）

2. 狂犬病ワクチンは次の条件を満たす場合に有効を考慮することができる。

- (a) ワクチンが次に示す日付に接種されていること
 - (i) パスポートの section IV 又は
 - (ii) 携帯する動物衛生証明書の適切な場所
- (b) 上記(a)に言及される日付が次に示すマイクロチップ装着日より先行していないこと
 - (i) パスポートの section III(2) 又は
 - (ii) 携帯する動物衛生証明書の適切な場所
- (c) 狂犬病ワクチンが接種されたEU加盟国又は第三国において、1(b)（EU のワクチン基準）の適用を受けて販売承認された技術的仕様に従って、狂犬病の基礎免疫のために製造業者が要求するワクチネーションプロトコルが完了してから、少なくとも21日経過していなければならない。
- (d) ワクチン接種が行われるEU加盟国又は第三国において、狂犬病ワクチンの販売許可にある技術上の仕様書に記載されたワクチンの有効期限が、次の書類に認定獣医師により記入されていること
 - (i) パスポートの section IV 又は
 - (ii) 携帯する動物衛生証明書の適切な場所
- (e) 再接種（ブースター）については、前回のワクチン接種の、(d)において言及されている有効期限内に実施されていない場合、初回接種になると考えること

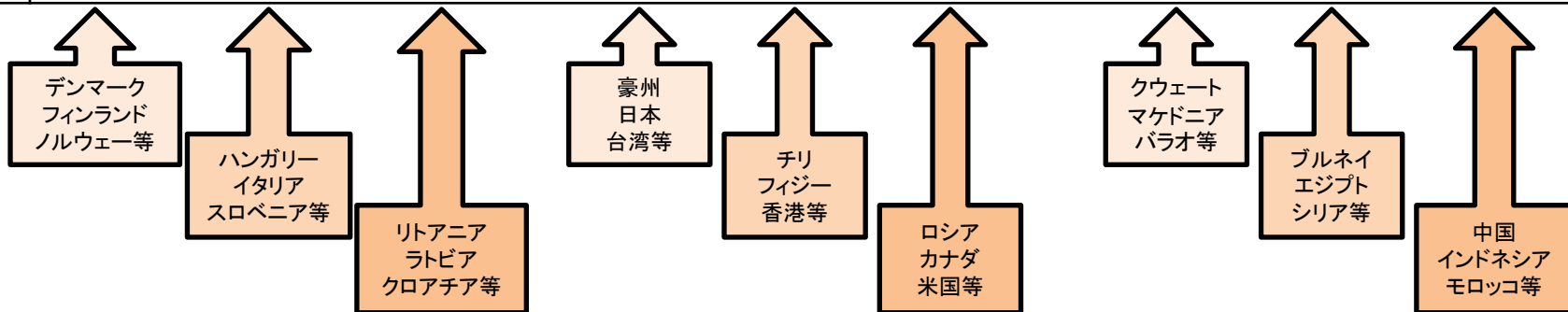


A quantitative risk assessment on the change in likelihood of rabies introduction into the United Kingdom as a consequence of adopting the existing harmonised Community rules for the non-commercial movement of pet animals

31st August 2010

Table 16: The predicted number of years between rabies entry to the UK, assuming 100% compliance

Risk group	Scenario	EU MSs & Equivalents			Listed third Countries			Unlisted third Countries		
		Group 1	Group 2	Group 3	Group 1	Group 2	Group 3	Group 1	Group 2	Group 3
Group	Current	8505859 (1464916, 24857680)	514925 (178135, 1121533)	227094 (97539, 435159)	19787170 (3475837, 58571870)	9305773 (1096580, 32770500)	44872 (21535, 78239)	8155119 (232693, 13587890)	6099551 (183264, 10702060)	25143 (23544, 26837)
	EUPMP	29001 (2191, 98783)	3207 (917, 8303)	749 (555, 997)	95384 (7374, 332444)	33050 (2693, 98461)	391 (344, 443)	12147290 (1743382, 37355940)	9396825 (1368282, 28845500)	51465 (20126, 108107)
Country group	Current	149129 (62683, 291248)			43942 (21299, 75973)			23302 (20738, 25557)		
	EUPMP	517 (359, 708)			366 (317, 419)			50440 (19792, 105590)		
Overall	Current	13272 (9408, 16940)								
	EUPMP	211 (177, 247)								



<OIE コードと日本、EU の輸入検疫制度の比較>

★狂犬病清浄国等（OIE コードに基づく）から輸入される犬等の条件

	OIE	日本	EU
適用される国	清浄国 ①狂犬病が届出疾病 ②効果的なサーベイランスシステム ③予防・コントロールのための規制措置（輸入規制含む）の整備 ④過去2年間発生なし ⑤過去6ヶ月間輸入食肉動物での症例なし	同左を満たす指定地域 （※）	EU 及び一定範囲のリスト国 （過去2年間に発生がなかった国及び発生があった認定国）
マイクロチップ	不要	要	要
狂犬病ワクチン接種	不要	不要	要
血清検査	不要	不要	不要
入国前の待機	出生以来又は輸出前6ヶ月間、狂犬病清浄国にいたか、OIE コードに定める基準で輸入されたこと。	出生以来又は輸出前6ヶ月間、狂犬病清浄国にいたか、狂犬病発生国からの輸入条件を満たして輸入されたこと。	狂犬病ワクチン接種後21日間

★狂犬病発生国（OIE コードに基づく）から輸入される犬等の条件

	OIE	日本	EU
適用される国	清浄国以外	清浄国以外	EU・リスト国以外
マイクロチップ	要	要	要
狂犬病ワクチン接種	要	要 (2回以上)	要
血清検査	要 (輸出の3~24ヶ月前)	要	要 (ワクチン接種後30日以降に採血)
入国前の待機	(血清検査後3ヶ月間)	血清検査用採血後6ヶ月間	血清検査後3ヶ月間

※ 台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）、英国（グレートブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

各指定地域が講じている犬等の輸入検疫制度の概要

国・地域	各国における非清浄国からの犬等の輸入条件(注)				
	主な対象国	狂犬病予防接種		抗体検査	待機期間+係留期間
		接種規定	接種月齢制限 (3ヶ月齢以上)		
台湾	オーストラリア・ニュージーランド・英国・スウェーデン・アイスランド・日本・ノルウェー・ハワイを除く	○	○	○	待機180日(採血後)
アイルランド	EU諸国・米国・カナダ・ロシア等	○	○	×	待機21日(予防接種後)
英国	EU諸国・米国・カナダ・ロシア等	○	○	×	待機21日(予防接種後)
スウェーデン	EU諸国・米国・カナダ・ロシア等	○	○	×	待機21日(予防接種後)
ノルウェー	EU諸国・米国・カナダ・ロシア等	○	○	○ (予防注射の120日以上後)	待機4.5～5ヶ月程度 (予防接種から抗体検査終了まで)
アイスランド	オーストラリア・フェロー諸島・フィンランド・グレートブリテン・ハワイ・アイルランド・日本・ニュージーランド・ノルウェー・スウェーデンを除く	○	○	○ (予防注射の30日以上後)	待機120日(予防接種から輸入まで(初回接種)), 待機30日(予防接種から輸入まで(2回目以降接種))
豪州	フランス・ドイツ・カナダ・アメリカ等	○	○	○ (輸出前60日～1年以内)	待機+係留で180日(うち最短30日係留)(採血後)
ニュージーランド	フランス・ドイツ・カナダ・アメリカ等	○	○	○ (輸出前2年以内)	待機3ヶ月(初回接種の場合、輸出時に接種後6ヶ月経過)+最短10日係留
フィジー諸島	豪州・ニュージーランド・ハワイからの輸入のみ許可 (豪州・ニュージーランドからの場合は最短7日係留、ハワイからは最短30日係留)				
ハワイ	地域指定なし	○ (2回)	○	○ (輸出前3年以内)	待機120日(抗体検査施設がサンプル受取後)+係留5日以内 到着時、直近の予防接種から90日に満たない場合、不足日数を係留。
グアム	地域指定なし	○ (2回)	○	○ (輸出前1年以内)	待機120日(抗体検査施設がサンプル受取後)+係留5日以内

注:各国がどの国を清浄国とみなすかは各国の規定により異なる

本表は、各国において非清浄国のうち低リスク国と規定される国への対応であり、各国とも高リスク国に対しては低リスク国と同等以上に規定